

ASAHI NEWS

平成30年4月10日
第97号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■ ■ ■ 4月の主な予定 ■ ■ ■

税務・会計

固定資産課税台帳の縦覧期間:4月1日から4月20日まで又は市町村の条例で定める同税の
第1期目の納期限までのいずれか遅い日までの期間

給与支払報告に係る異動の届出期限:4月15日

経営・経済

- 4月18日 貿易統計発表(財務省)
- 4月20日 全国消費者物価指数発表(総務省)
- 4月20日 G20財務相・中央銀行総裁会議(ワシントン)
- 4月21日 国際通貨金融委(IMFC)
- 4月26日 日銀金融政策決定会合(日銀、27日まで)
- 4月27日 経済・物価情勢の展望(展望レポート)(日銀)
- 4月27日 有効求人倍率(厚労省)
- 4月27日 鉱工業生産・出荷・在庫指数速報(経産省)
- 4月27日 米:第一四半期GDP速報値(米・商務省)



個人住民税 上場株式等に係る配当所得等の課税方式の選択

平成29年度の地方税法の改正により、上場株式等の配当所得や特定口座内(源泉徴収あり)の譲渡所得等について、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択できることが明確にされました。

上場株式等の配当所得の課税方式

上場株式等の配当所得の課税方式は以下の3つです。

① 総合課税	給与や不動産などの所得と合算して超過累進税率を適用して課税(配当控除有)
② 申告分離課税	他の所得と分離し国税15.315%地方税5%の課税
③ 申告不要制度	源泉徴収のみの課税で完結



税務上有利な選択パターン

課税総所得金額	所得税	住民税
1000万円以下 (上場株式等の譲渡損失なし)	① 総合課税	② 申告分離課税 or ③ 申告不要制度
1000万円超	② 申告分離課税 or ③ 申告不要制度	② 申告分離課税 or ③ 申告不要制度
国民健康保険料の 保険料負担者の場合	所得税	住民税
	ケースバイケース (上記参照)	※ ③ 申告不要制度

※国民健康保険料の負担増を確実に回避することを重視する場合には、配当所得・上場株式等の譲渡所得について申告不要制度を選択します。



住民税の手続

所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択する場合、所得税の確定申告書には、特段、その旨を記載する必要はありませんが、一方の個人住民税については、「納税通知書の送達日(おおむね5月下旬頃)までに、各地方自治体に対し、個人住民税の申告書を提出する必要があります(地法32 ⑬等)。

個人住民税の申告書を提出することが原則ですが、自治体によっては、別の書類の提出を求めているところもあります。例えば、東京都練馬区では、「上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書」を提出する必要があります。

平成30年度税制改正～電子申告の義務化について～

平成30年度税制改正において資本金が1億円を超える大法人について電子申告(e-Tax、eLTAX)による提出が義務化されました。現時点では、大法人のみが対象となっておりますが、今後、中小法人においても義務化される可能性があります。

申告手続きの電子化及び義務化

電子申告とは、インターネット等を利用して電子的に手続きが行えるシステムです。これまでの書面による申告書等の持参又は送付による提出方法に加え、申告書等を電子データの形式でインターネットを通じて送信するという、紙以外の提出方法の選択肢を利用者等に提供するものです。政府は、行政手続きの簡略化の方針のもと、納税環境整備を行うために利便性をさらに向上させ、さらなる普及を推進する方針です。電子申告義務化の概要は以下の通りです。

【電子申告義務化概要】

	内容
対象法人	資本金1億円超の大法人等(内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人ならびに相互会社、投資法人および特定目的会社)
対象税目	法人税、地方法人税、法人住民税、法人事業税、消費税(地方消費税を含む) 上記の確定申告書、中間申告書、修正申告書、(消費税については)還付申告
期限	法人税:平成32年4月1日以降開始事業年度分の申告から 消費税:平成32年4月1日以降開始課税期間分の申告から

また、添付書類の提出方法については以下の通りです。

税目	管轄	添付書類
法人税等	国税	電子申告または光ディスク等での提出
	地方税	電子申告
消費税	国税	電子申告



電子申告のメリット

紙から電子への転換にあたっては、社内の承認ルールを変更する等、業務プロセスを抜本的に見直す必要があります。そのため、これから初めて電子申告に取り組むお客様の中には対応への負担を感じている方も多いとは思いますが、一度電子申告を開始してしまえば、享受できるメリットも多くあります。主なメリットは以下の通りです。

➤ 事務負担の軽減

紙で申告する場合に必要な大量の印刷作業、書類の仕分け作業、封入作業等が不要となりますので事務作業に携わる方の業務負担を大幅に軽減することができます。

➤ コストの削減

事務作業に携わる方の稼働が減り、人件費を削減することができます。また、封筒や切手、郵便代等、郵送のために必要となる費用も削減することができます。

➤ セキュリティの確保

郵送には盗難や紛失のリスクがあり、重要な自社(または顧問先)の情報が第三者の目に触れる可能性があります。電子申告では、暗号化通信や署名による認証等のセキュリティ対策が施された環境で申告を行いますので、セキュリティが十分に担保されます。



【留意点】

今回の改正では、1億円を超える大法人について、義務化となっておりますが、政府の方針から考えると近い将来、中小法人での義務化も想定されます。充分メリットを享受して早い段階で準備をしておきましょう。

